
* * * * *
* 超 高 速 船 安 全 管 理 規 程 *
* * * * *

九州郵船株式会社

実施 平成 18 年 12 月 1 日

改正

目次

第 1 章 総則

第 1 条 目的	1
----------	---

第 2 章 用語の意義

第 2 条 用語意義	1
------------	---

第 3 章 運航体制

第 3 条 暗視装置監視員の一連続監視時間と休息时间	2
第 4 条 夜間便に従事する乗組員の勤務時間	2
第 5 条 夜間便に従事するための乗船経験	2
第 6 条 夜間便に従事する乗組員の教育訓練	2
第 7 条 記録	2

第 4 章 運航に必要な情報の収集及び伝達

第 8 条 運航管理者の措置	3
----------------	---

第 5 章 雑則

第 9 条 超高速船安全管理規程等の備付け	3
-----------------------	---

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、安全管理規程に規定されていないものについて規定することにより、当社の使用する超高速船の運航業務（付随する業務を含む。以下同じ）を適正かつ円滑に処理するための責任体制及び業務実施の基準を明確にし、もって輸送の安全を確保することを目的とする。

第2章 用語の意義

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次表に定めるところによる。

番号	用語	意義
(1)	夜間	日没以後の常用薄明終了時より日の出以前の常用薄明開始時までの間とする
(2)	夜間翼走航行	夜間に高速で翼走航行することを指し、常用薄明時間における翼走航行（薄暮航行）や、夜間において着水して艇走する状態は含まないものとする
(3)	夜間便	当該便の一部でも夜間翼走航行する区間がある便を指すものとする
(4)	通常便	夜間便以外の便を指すものとする

第3章 運航体制等

(暗視装置監視員の一連続監視時間と休息时间)

第3条 暗視装置監視員の一連続監視時間は、海象・気象等の事由により遅延する場合を除き、原則として1時間以内とする。

2 暗視装置監視員の一連続監視時間に対する休息時間は、原則として15分とする。

(夜間便に従事する乗組員の勤務時間)

第4条 夜間便に従事する乗組員の1日の勤務時間合計は、夜間翼走航行時間を1.5倍として計算し、気象・海象等の事由により遅延した場合を除き、原則として8時間を超えないものとする。

2 暗視装置監視員については、前条の休息時間を含むものとする。

(夜間便に従事するための乗船経験)

第5条 夜間便に従事する乗組員は、適切な海技免状を有し、当該航行海域における昼間での超高速船乗船経験1年以上有する者とする。

(夜間便に従事する乗組員の教育訓練)

第6条 夜間便に従事する乗組員は、下記教育訓練を終了した者でなければならない。

(1) 夜間航行訓練装置により、各々の職務に応じた教育・訓練プログラムを履修すること。

1) 夜間航行や暗視装置等に対する教育(座学)

2) 夜間航行訓練装置による訓練

(暗視装置監視員としての暗視装置監視訓練、チームワーク等)

(2) 夜間翼走航行実海域訓練

(記録)

第7条 運航管理者は、前条の教育又は訓練を実施したときは、その概要を記録簿に記録しておくものとする。

第4章 運航に必要な情報の収集及び伝達

(運航管理者の措置)

第8条 運航管理者は、超高速船が夜間便に従事する場合、情報の収集及び伝達はよりきめ細かに行うこと。

- 2 運航管理者への通報の強化を規定すること。
- 3 他の超高速船が運航している場合は、超高速船同士の短時間の交差を避けるため、運航時刻の調整を行うこと。
- 4 超高速船同士の交差が生じる場合、位置情報の交信を行うことにより、他の超高速船の位置を把握すること。

第5章 雑則

(超高速船安全管理規程等の備付け)

第9条 運航管理者は、超高速船安全管理規程（運航基準及び作業基準含む）及び超高速船運航基準図を船舶、支店、出張所、代理店その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備付けておかなければならない。